



情報の森からお宝を探すお手伝い

図書館しらべもの隊

No.2
2022.5



図書館は本を借りて返すだけ？

いえいえ、調べもののお手伝い(=レファレンス)もできますよ。

ここでは利用者の方からの質問とそれに対する回答を紹介します。

レファレンスとは？

図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料および情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結びつける業務。(『最新図書館用語大辞典』 柏書房 より)

しらべもの内容： 児童書／絵本／一般書／ビジネス／新聞／雑誌／郷土

質問 九州大学の熊本誘致について

明治30年頃に、九州大学を熊本に誘致しようという運動があったときいている。

そのことがわかる資料があればみたい。公文書や歴史資料であればなおよい。

回答 当館の資料 4 冊を紹介

インターネットで「九州大学 熊本 誘致」と検索すると次のサイトがヒットした。

「医学部研究室」→第13話公立医学校廃止の諸相(2)～福岡・鹿児島・熊本の医学校の廃止とその後～九州帝国大学はどこに？

<https://juken.y-sapix.com/articles/8952.html/5/> (2021/08/02 最終確認)

このサイトの記事に、「官立第五高等学校のある熊本県が誘致合戦を繰り広げた。」との記載があった。また、サイトの参考資料として、『九州大学五十年史通史』とあったので、自館の関連資料を検索したところ、下にあげた資料①と資料②の所蔵があり、内容を調査した。

公文書をみたいとのご希望であったので、議会史を調査。資料③、資料④に記載があった。

【紹介資料】

・資料① 『九州大学五十年史通史』 1967年発行

P. 36に「熊本県会は32年12月17日、県議会議長値賀盛純の名をもって、県知事徳久恒範にあて九州大学設立に関する建議を可決した」とあり。(※実際は明治32年12月17日ではなく、12月9日の誤りであることが、資料③によって判明)

・資料② 『九州大学百年史写真集 1911-2011』 2011年発行

P. 9に、熊本県の九州医科大学誘致運動を報じる九州日日新聞(明治34年12月3日付)の写真あり。

・資料③ 『熊本県議会史』第二巻 1968年発行

P. 806に、「第五項 建議 建議一 九州大学ヲ熊本ニ誘致スルヤウトノ知事ヘノ建議 12月9日に一・二・三読会が開かれた、その内容は次のごとくである。……」とあり。

また、資料③の出典として、

・資料④ 『熊本県議会会議録』明治32年 第2巻 熊本県会／編 熊本県会 1899年調査したところ、12月9日のところ(ページ数なし)に建議についての記載あり。

この事例はレファレンス協同データベースで「九州大学 熊本」で検索するとヒットします。

裏面のレファレンスお役立情報もご覧ください。



レファレンスお役立ち情報



レファレンスとは？

調査・研究に必要な資料・情報の紹介や、資料の探し方のお手伝いをします。
また、身近な事柄や調べものについて、当館の所蔵資料を使って回答します。

各フロアの資料の特徴にあわせたレファレンスができます

- 1階 子ども図書室 絵本や児童書、子育て支援に関する資料があります
- 2階 第1閲覧室 一般書から、少し専門的な資料、ビジネス関連の資料があります
- 3階 第2閲覧室 新聞・雑誌、郷土(熊本に関する)資料があります

全国の事例が自宅でも見られる

レファレンス協同データベース <https://crd.ndl.go.jp/reference/> 「レファ協」で検索

国立国会図書館が、全国の図書館等と協同で構築しているデータベースです。
全国のレファレンス事例だけでなく、調べ方マニュアルや特別コレクションの情報も検索できます。熊本県立図書館の情報も順次公開しています。

調べ物をサポートする

外部データベース(パソコンでの検索)のご案内

熊本県立図書館の利用者用パソコンにてご利用いただけます。

データベース名称	検索内容
熊本日日新聞社	熊本日日新聞の記事(1988年5月以降の記事)
日経テレコン21	日経4紙の記事(日本経済・日本産業・日経流通・日経金融)
朝日新聞クロスサーチ	朝日新聞(1985年以降)・アエラ・週刊朝日
マガジンプラス	雑誌記事索引
JRS経営情報サービス	中小企業経営情報、経営計画書、契約書などのフォーム
SMART判例秘書〈法情報〉	判例・判例解釈・現行法令
官報情報検索サービス	官報・号外・政府調達広告版・史料版・目録(1947年5月3日日本国憲法施行日以降～)
国立国会図書館デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料

県立図書館にない本を利用する方法

相互貸借(そうごたいしゃく)について

図書館同士で、所蔵している資料を貸し借りする制度です。県立図書館にない資料を、他の図書館から取り寄せて利用することができます。相互貸借でかかる郵送料のうち、片道分を利用者に切手でご負担いただきます。